

こどもの性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置について (案)

平成28年4月14日

こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議決定

令和2年7月10日改正

令和3年6月11日改正

令和4年5月13日改正

令和5年7月26日改正

令和6年8月29日改正

令和7年7月11日改正

- 1 関係府省において、こどもの性的搾取等に係る総合的な対策を検討・推進するため、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議に、「こどもの性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。
- 2 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。
議 長 こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁支援局総務課長
こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
総務省情報流通行政局情報流通振興課長
法務省刑事局公安課長
法務省人権擁護局参事官
外務省総合外交政策局人権人道課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
観光庁参事官（旅行振興）
- 3 ワーキンググループの庶務は、関係府省の協力を得て、こども家庭庁において処理する。
- 4 「児童ポルノ排除対策ワーキンググループの設置について」（平成22年2

月4日児童ポルノ排除対策ワーキングチーム決定)は、平成28年4月14日に廃止する。これに伴い、児童ポルノ排除対策ワーキンググループが検討した事項等については、ワーキンググループに引き継がれるものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項
その他必要な事項は、議長が定める。